

## 生活交通確保維持改善計画の名称

地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## 【目的・必要性】

日高町の高齢化率は、約**36.6%**と全国（**29.0%**）、全道（**32.5%**）の平均を大きく上回っている（**R4.1時点**）ため、自家用車での移動が難しい高齢者については、移動の足を確保することが必要である。

町内の路線バスは乗車率が低く、日高町が民間バス事業者の赤字分を補填し、町民の足を確保している状況であった。

このような状況のなか、効率的で利便性の高い公共交通の確立を目指し、「日高町地域公共交通総合連携計画」を平成21年度に策定し、計画に基づき、平成22年度には予約運行方式による町営バス（フィーダー系統）の実証運行を実施し、平成23年度から地域間交通ネットワーク又は地域間幹線系統に接続するフィーダー系統の本格運行を開始したところである。

上記の運営バスにより、高齢者等の移動手段を確保・維持するとともに、運行経費の削減を図ることが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## 【目標】 高齢者等にとって利用しやすい交通体系の整備

高齢者等にとって利用しやすい、安全・安心な交通体系を築き、外出しやすいまちづくりを行うことで、高齢者等の移動に関する満足度の向上を図る。

（日高地域）千栄線：**55.1**人/月 以上の平均利用者の向上を図る

（門別地域）広富線：**165.3**人/月、豊郷線：**64.3**人/月 以上の平均利用者の向上を図る

※R4年4月～R5年3月実績より算出

## (2) 事業の効果

## 【効果】

高齢者等にとって必要不可欠な移動手段が確保・維持されることで、公共交通によって地域住民の日常生活が便利になり、外出促進にもつながるため、地域間の交流や地域の活性化が期待できる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 【実施主体】日高町

#### 新規利用者を獲得するための利用促進の取り組み

- ・ 地域間幹線系統と地域内フィーダー系統の乗り継ぎがわかる路線図や時刻表を作成し、町ホームページへの掲載
- ・ 老人クラブ、自治会等から要請があれば、地域公共交通についての「出前講座」の実施
- ・ 安全な交通アクセス教室の実施（交通安全の心掛け方・バスの乗り方）
- ・ 町営バス（予約運行方式、スクールバス、温泉バス）の一元化に向けた実証運行の実施
- ・ コロナ状況下での利用者確保のため利用者に対する消毒液等の設置など安心安全なバス運行の実施
- ・ 町広報誌等による地域公共交通の使用方法及び利用に伴うコロナ対策等の周知
- ・ 路線図、時刻表等を作成し、広報誌での配布及び庁舎窓口、公共機関、学校等に掲示
- ・ 利用者確保のため利用者に対する消毒液等の設置など安心安全なバス運行の実施

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

#### ・日高地域

路線名	運行路線	運行便数	運賃	備考
千栄線	日高総合支所⇔伊沢宅前	3往復/日	200円/回	予約運行方式



#### ・門別地域

路線名	運行路	運行便	運賃	備考
広富線 <span style="color: green;">—</span>	鳩内⇔富川高校	2往4復/日	200円/回	予約運行方式
豊郷線 <span style="color: orange;">—</span>	新生⇔富川高校	2.5往復/日	200円/回	予約運行方式



5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>日高町が運行収入及び地域内フィーダー系統国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>日高町</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
<p>該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
<p>該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目的
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

【令和4年6月20日】書面協議

- ・報告第1号 令和3年度事業報告
- ・報告第2号 令和3年度収支決算
- ・報告第3号 令和3年度監査報告
- ・報告第4号 新規利用者を獲得するための利用促進の取り組み
- ・報告第5号 地域公共交通計画策定（町営バス一元化）に向けた取り組み
- ・議案第1号 令和4年度収支予算（案）
- ・議案第2号 令和4年度事業計画（案）
- ・議案第3号 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

【令和5年1月17日】書面協議

- ・報告第1号 令和4年度地域公共交通確保維持事業に係る事業評価

【令和5年2月16日】書面協議

- ・議案第1号 自家用有償旅客運送車登録（福祉有償運送）の更新申請について

【令和5年5月24日】対面協議

- ・地域公共交通活性化協議会の概要について
- ・役員を選出について
- ・報告1号 令和4年度事業報告
- ・報告2号 令和4年度収支決算
- ・報告3号 令和4年度監査報告
- ・報告4号 新規利用者を獲得するための利用促進の取り組み
- ・報告5号 地域公共交通計画策定に向けた取り組み
- ・議案1号 令和5年度収支予算（案）
- ・議案2号 令和5年度事業計画（案）
- ・議案3号 日高町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正
- ・議案4号 日高町地域公共交通計画策定支援業務に係る取扱い
- ・議案5号 自家用有償旅客運送登録事項変更届

【令和5年6月30日】対面協議

- ・報告第1号 地域公共交通計画策定支援業務業者選定結果
- ・議案第1号 地域公共交通計画策定支援業務内容
- ・議案第2号 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

※ 上記掲載以前の協議会の開催状況と主な議論については、提出済みの計画へ記載済のため省略

## 22. 利用者等の意見の反映状況

### 【住民アンケート】

- ・ 平成 21 年 7 月 5 日～12 日に町内のバス路線 28 路線 85 便を対象に、休日、平日の利用目的、乗降場所、バス満足度等の把握を目的としたバス利用実態調査を実施  
(乗客 469 人対象)
- ・ 平成 21 年 7 月 10 日～27 日に日高町内約 6,500 世帯のうち、バス路線の再編が考えられる地域約 2,100 世帯に対し、生活移動の実態やバスへの依存度、今後のバスに対する意向などの把握を目的としたアンケート調査を実施  
(回収世帯数：573 世帯 (回収票数：1,028 票)、回収率：27.0%)
- ・ 平成 30 年 1 月 22 日～27 日に門別地区町営バス (広富線・豊郷線・清島線) の午後便利利用者を対象に、バスの利用実態及び意見の把握を目的としてアンケートを実施  
(利用者延べ人数 31 名 (回収 10 名))  
※このアンケートを踏まえ、利用者の少ない便を平成 30 年度から減便することとした。
- ・ 令和 4 年 2 月 14 日～3 月 11 日に門別地区町営バス (広富線・豊郷線・清島線) の利用者を対象にバスの利用満足度及び意見の把握を目的としてアンケートを実施  
(利用者 46 名、うち回答 21 名)
- ・ 令和 4 年 6 月 21 日～8 月 31 日に日高町内約 5,100 世帯に対し、現行のバス運行に対する利用満足度及び意見の把握を目的としてアンケートを実施  
(回収票数：214 件 (10-20 代 6 名、30-40 代 12 名、50-60 代 61 名、70 以上 135 名))

### 【地域意見交換会】

- ・ バス運行に関する地域意見交換会を下記のとおり開催
- ・ 日高地域 (千栄地区、富岡・三岩地区)  
平成 21 年 12 月、平成 22 年 7 月、平成 23 年 3 月に開催
- ・ 門別地域 (幾千世地区、庫富地区、広富地区、豊郷地区、清島地区)  
平成 22 年 1 月、平成 23 年 3 月に開催
- ・ 日高地域 (門別地域への交流バスについて)  
平成 24 年 9 月に開催 (37 人参加)

### 【パブリックコメント】

- ・ 「日高町地域公共交通総合連携計画 (素案)」について、平成 22 年 2 月 15 日から平成 22 年 2 月 26 日までパブリックコメントを実施

### 【地域自治会要望】

- ・ 門別地域住民 (庫富地区) からの要望、意見を取り入れ、実情に応じた運行とするため平成 29 年 4 月から令和 1 年 9 月まで特別便を追加して実証運行を実施

23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道日高振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	日高町
交通事業者・交通施設管理者等	道南バス株式会社、有限会社日高観光バス、日高ハイヤー有限会社 有限会社富川ハイヤー、有限会社厚賀ハイヤー、有限会社もんべつ交通
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局
道路管理者	北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 北海道開発局室蘭開発建設部日高道路事務所 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
公安委員会又は警察関係者	北海道札幌方面門別警察署地域・交通課
その他協議会が必要と認める者	日高町門別地区自治会連絡協議会、日高町日高連合自治会 日高町社会福祉協議会、日高町老人クラブ連合会 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会 社会福祉法人愛光会在宅ケアセンター

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道沙流郡日高町門別本町 210-1

(所 属) 日高町 企画財政課

(氏 名) 長谷川 大樹

(電 話) 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 1

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。